

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十四号）（保安課）

### 一 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持の許可を受けようとする者等から徴収する手数料の額を定めるとともに、証紙による収入の方法により徴収するための改正

### 二 内容

(一) 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正

#### ア 手数料の新設

クロスボウが所持許可制となったことに伴う手数料の新設

(例) クロスボウ所持許可申請（現にクロスボウの所持許可を受けている

者）六千八百円

#### イ 規定の整備

クロスボウが所持許可制になったことに伴う名称の変更

(例) 現行 銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査

改正後 銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

ア 証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

(一)アの手数を証紙による収入の方法により徴収することとする。

#### イ 規定の整備

(例) 二十六 現行 銃砲刀剣類所持許可申請手数料

改正後 銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料

### 三 施行期日

令和四年三月十五日